

保護者の皆様

京都共栄学園中学校・高等学校
校 長 國田 敦

出席停止について

お子様のご病気についてお見舞い申し上げます。

お子様の病気は、学校保健安全法第 19 条に基づく下記の基準によって、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっています。登校する時に下記の治癒証明書（登校許可書）に必要事項を記入し、学校に提出してください。なお、この期間は学校では欠席の取り扱いにはなりません。

記

- インフルエンザ……………発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
 - 百日咳……………特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - 麻疹（はしか）……………解熱した後 3 日を経過するまで
 - 流行性耳下腺炎……………耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
 - 風疹（三日ばしか）……………紅斑性の発疹が消失するまで
 - 水痘（水ぼうそう）……………すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
 - 咽頭結膜炎……………主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
 - その他の感染症……………医師が感染のおそれがないと認めるまで
- ……………きりりとせんと……………

治癒証明書（登校許可書）

（中学・高校） 年 組 氏名 _____

病 名（ _____ ）

受診医療機関（ _____ ） 受診月日（ 平成 年 月 日）

出席停止期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

上記の疾患が、登校して支障がない状態となったので登校します。

平成 年 月 日

保護者名 _____ (印)